

平成 1 8 年

財政援助団体等監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成18年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成19年1月30日

東京都監査委員 古賀俊昭

同 大沢昇

同 三栖賢治

同 筆谷勇

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	補助金等交付団体別監査結果	1 1
	八丈町	1 3
	八丈町商工会	1 5
	八丈島漁業協同組合	1 7
	学校法人 7 0 団体	1 9
	財団法人東京都体育協会	3 3
	財団法人東京都私学財団	3 7
	警視庁職員互助組合	4 4
	財団法人自警会	4 7
	社団法人日本バレエ協会	5 0
	社会福祉法人互惠会ほか 5 3 団体	5 2
	学校法人順天堂	1 0 6
	財団法人東京都農林水産振興財団	1 1 5
第 3	出資団体別監査結果	1 3 1
	八丈島空港ターミナルビル株式会社	1 3 3
	東京トラフィック開発株式会社	1 4 4
	株式会社はとバス	1 5 3
	東京食肉市場株式会社	1 6 6
	財団法人東京都福利厚生事業団	1 7 6
	東京都地下鉄建設株式会社	2 0 6
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	2 1 6
	財団法人東京防災指導協会	2 6 5
	財団法人東京港埠頭公社	2 8 0
	財団法人東京都新都市建設公社	3 1 3
	株式会社建設資源広域利用センター	3 3 2
	多摩都市モノレール株式会社	3 4 1
	株式会社東京スタジアム	3 5 5

第4	公の施設管理受託団体別監査結果	365
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	216
	財団法人東京港埠頭公社	280
	社団法人東京都障害者スポーツ協会ほか6団体	367
	財団法人東京動物園協会	387
第5	団体索引	396

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金等を交付している団体について、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、公の施設の管理受託団体である。

また併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施する。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体134団体、出資団体13団体（うち2団体は公の施設の管理を受託している。）及び公の施設の管理受託団体8団体である。

（表3及び「第5 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率（％）
補助金等交付団体	2,625	134	5
出 資 団 体	51	13	25
公の施設の管理受託団体	25 (42)	8 (10)	32 (24)
合 計	2,701	155	6

（注）（ ）書きは、補助金等交付団体及び出資団体との重複分を含めた団体数及び実施率である。

3 監査期間

平成18年8月28日から平成19年1月17日まで

（ただし、八丈町、八丈町商工会、八丈島漁業協同組合及び八丈島空港ターミナルビル株式会社は、平成18年6月に実施）

4 監査対象範囲

原則として、平成16年度及び平成17年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区 分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等は目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。・補助金等に係る会計経理及び工事は適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等に関する指導監督は適切に行われているか。・補助金等交付の手續及び時期は適切か。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">・団体は出資目的に沿って適切に運営されているか。・事業は費用対効果に配慮して適切に執行されているか。・会計経理及び工事・財産の管理は適正に行われているか。・団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。・財務事務に関する内部統制は適切に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none">・団体に対する指導監督は適切に行われているか。
公の施設の 管理受託団体	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理は目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。・委託料に係る会計経理は適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理に関する指導監督は適切に行われているか。・委託料の額及び支払時期は適切か。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、事業の見直しを行うべきものや事務処理を是正・改善すべき事項が認められたので、18団体及び4局に対し、表3のとおり、合計で32件の指摘及び5件の意見・要望を行った。

上記指摘事項及び意見・要望事項を除き、補助等の対象となった事業、出資団体の事業及び公の施設の管理受託団体の受託事業は、その目的に沿っておおむね適切に行われている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区 分		指 摘 事 項				意見・要望 事項
		団体	局	共通	計	
補助 金等 交付 団体	八丈町					
	八丈町商工会					
	八丈島漁業協同組合					
	学校法人70団体		1	3	4	
	財団法人東京都体育協会		2		2	
	財団法人東京都私学財団ほか1団体					
	警視庁互助組合					
	財団法人自警会					
	社団法人日本バレエ協会					
	社会福祉法人互恵会ほか53団体		2	3	5	1
	学校法人順天堂			1	1	
	財団法人東京都農林水産振興財団		2		2	
	補助金等交付団体計(134団体)		7	7	14	1
出 資 団 体	八丈島空港ターミナルビル株式会社	1			1	
	東京トラフィック開発株式会社					
	株式会社はとバス					
	東京食肉市場株式会社					
	財団法人東京都福利厚生事業団					
	東京都地下鉄建設株式会社	1			1	
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団(*)			2	2	
	財団法人東京防災指導協会					
	財団法人東京港埠頭公社(*)	2			2	1
	財団法人東京都新都市建設公社	2			2	1
	株式会社建設資源広域利用センター	1			1	
	多摩都市モノレール株式会社					1
	株式会社東京スタジアム	1			1	
出 資 団 体 計 (1 3 団 体)	8		2	10	3	
公 の 施 設 の 管 理 受 託 団 体	財団法人東京動物園協会		2		2	1
	社団法人東京都障害者スポーツ協会ほか6団体		1	1	2	
	社会福祉法人東京都社会福祉事業団	1		3	4	
	財団法人東京港埠頭公社					
	公の施設の管理受託団体計(10団体)	1	3	4	8	1
合 計		9	10	13	32	5

(注) 1 指摘事項...是正・改善を求めるもの 意見・要望事項...改善について検討を求めるもの

(注) 2 (*)を付した団体は公の施設の管理受託団体と重複する団体である。

(2) 補助金等交付団体の監査結果

補助金等交付団体に行った指摘は、表4のとおり、事務処理の是正・改善を求めたもの、補助金の返還を求めるべきものなど、合計14件である。また、意見・要望は1件である。

(表4) 補助金等交付団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	14件	掲 載
事務処理の是正・改善を求めたもの	6件	ページ
情報化推進補助の補助金算出方法について見直しをすべきもの 【生活文化局】		26
補助対象事業の手續を適正に行うべきもの 【財団法人東京都体育協会、教育庁】		36
補助金交付に係る審査を適切に行うべきもの 【福祉保健局】		83
補助金交付に係る審査を適切に行うべきもの 【福祉保健局】		84
補助金交付に係る申請等を適切に行うべきもの【社会福祉法人福音会、福祉保健局】		87
公有財産台帳の作成を適正に行うべきもの 【産業労働局】		122
補助金の返還を求めたもの	7件	
経常費補助金の返還を求めるべきもの 【学校法人江戸川学園、生活文化局】		27
国際化推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの 【学校法人渋谷教育学園、生活文化局】		27
40人学級編制推進補助に係る補助金の返還を求めるべきもの 【学校法人日本大学第三学園、生活文化局】		28
視察員の派遣に要する経費の把握を適正に行うべきもの 【財団法人東京都体育協会、教育庁】		36
補助金を返還すべきもの 【社会福祉法人友興会、福祉保健局】		84
補助金を返還すべきもの 【社会福祉法人互惠会、福祉保健局】		86
補助金の返還を行うべきもの 【学校法人順天堂、福祉保健局】		113
その他	1件	
給水装置を適正に使用すべきもの 【産業労働局】		122
意見・要望事項	1件	
法人に対する指導を適切に行うべきもの 【福祉保健局】		87

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

情報化推進補助の補助金算出方法について見直しをすべきもの

【指摘事項】(p . 26)

私立学校の教育用コンピュータの補助金は、学校が5月1日現在で契約しているレンタル・リース物件の契約総額をもとに算出している。このため、年度途中で契約が終了し、新たに低額で再リース契約を行った場合においては、実際に学校が支払うリース料を上回って補助している。

(生活文化局)

経常費補助金の返還を求めるべきもの

【指摘事項】(p . 27)

私立学校経常費補助は、1週間に5日以上勤務する教職員の人数に応じて、その人件費の一部を補助するとしている。この補助金を申請する場合には、校長を含む全教職員の出勤簿を備えておかなければならないにもかかわらず、校長の出勤簿が備えられておらず、勤務実態が確認できないまま補助金が交付されている。

(学校法人江戸川学園、生活文化局)

補助金の返還を行うべきもの

【指摘事項】(p . 113)

学校法人への補助金の交付状況を見たところ、認知症高齢者への専門医療にかかる人件費の補助では、認知症高齢者への専門医療と関わりのない、補助対象から除外すべき手当が含まれている。また、医療保護入院者に関する報告書等の件数に応じて交付する補助では、誤った報告書の実績で補助金が交付されている。

(学校法人順天堂、福祉保健局)

青梅畜産センターでは、牛、豚、にわとりなどの飼育に使用するため、井戸水の配管を場内に設置している。

このうち乳牛の搾乳舎の水道管について見たところ、水道法施行令では給水装置の構造は、水道給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないことと定められているにもかかわらず、水道管と井戸水の配管とが直接連結されている。

(産業労働局)

(3) 出資団体の監査結果

出資団体に行った指摘は、表5のとおり、事務処理の是正・改善を求めたものなど、合計10件である。また、意見・要望は3件である。

(表5) 出資団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	10件	掲 載 ページ
事務処理の是正・改善を求めたもの	9件	
会計処理を適正に行うべきもの 【八丈島空港ターミナルビル株式会社】		134
財務諸表の作成を適切に行うべきもの 【東京都地下鉄建設株式会社】		208
診療報酬の請求に係る事務処理手順を適切に行うべきもの 【社会福祉法人東京都社会福祉事業団、福祉保健局】		222
診療報酬の徴収に係る事務処理を適正に行うべきもの 【社会福祉法人東京都社会福祉事業団、福祉保健局】		223
緊急工事の事務手続を適切に行うべきもの 【財団法人東京港埠頭公社】		283
適正に復命書を作成するよう職員を指導すべきもの 【財団法人東京港埠頭公社】		285
消費税の取扱いを適正に行うべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		315
会計処理を適正に行うべきもの 【株式会社建設資源広域利用センター】		333
公有財産台帳への登録を適正に行うべきもの 【都市整備局】		356
その他	1件	
工事カルテの登録を遅滞なく行うよう請負者を適切に指導、監督すべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		316
意見・要望事項	3件	
施工状況を適切に反映した敷網工の積算について検討すべきもの 【財団法人東京港埠頭公社】		285
建築工事における設計・積算基準の設定について検討すべきもの 【財団法人東京都新都市建設公社】		316
会社の事業運営について 【多摩都市モノレール株式会社】		343

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

緊急工事の事務手続を適切に行うべきもの

【指摘事項】(p . 283)

所定の手続によらず処理することができる緊急工事の事務手続について見たところ、次のように適切でないものが認められた。

故障箇所が数ヶ月前から判明しており、通常の契約手続が可能であったにもかかわらず緊急工事で行っている。

施設の雨漏りを確認しており至急対応すべきであるのに、緊急工事の手続が大幅に遅れている。

工事の一部について、公社規程で定めた事後の契約手続が大幅に遅れている。

(財団法人東京港埠頭公社)

工事カルテの登録を遅滞なく行うよう請負者を適切に指導、監督すべきもの

【指摘事項】(p . 316)

工事カルテは、工事における不正行為の防止や適正な施工の確保等の観点から、工事の実績（監理技術者の専任状況等）を工事实績情報システム（CORINS：コリンズ）に登録するものである。公社は工事請負者に、工事受注時、変更時、完了時にそれぞれ10日以内に登録することを義務付けている。

しかしながら、監査対象案件70件の工事のうち、半数は期限内に登録されておらず、最大6ヶ月以上遅れているものが認められた。

(財団法人東京都新都市建設公社)

(4) 公の施設の管理受託団体の監査結果

表 6 のとおり、公の施設の管理受託団体に行った指摘は 8 件、意見・要望は 1 件である。

(表 6) 公の施設の管理受託団体への指摘及び意見・要望事項一覧

指 摘 事 項	8 件	掲 載 ペー ジ
講師謝礼に係る会計処理を適切に行うべきもの 【社会福祉法人東京都社会福祉事業団】		221
物品の取得に係る会計処理を適正に行うべきもの 【社会福祉法人東京都社会福祉事業団、福祉保健局】		221
消費税に係る会計処理を適正に行うべきもの 【社会福祉法人東京都社会福祉事業団、福祉保健局】		222
敷金に係る会計処理を適正に行うべきもの 【社会福祉法人東京都社会福祉事業団、福祉保健局】		222
推進事業に係る事務費の支出基準を明確に規定し、清算を適切に行うべきもの 【福祉保健局】		370
要綱を改正すべきもの 【社団法人東京都障害者スポーツ協会、福祉保健局】		370
事業にかかる経費を適切に負担すべきもの 【財団法人東京動物園協会、建設局】		391
財産の管理を適正に行うべきもの 【財団法人東京動物園協会、建設局】		392
意 見 ・ 要 望 事 項	1 件	
障害者用駐車場の整備の可能性について検討し、適切な対応を進めるべきもの 【財団法人東京動物園協会、建設局】		392

主な監査結果の要旨は次のとおりである。

消費税に係る会計処理を適正に行うべきもの

【指摘事項】(p . 222)

事業団は、都の委託事業と事業団の自主事業についてそれぞれ特別会計を設けて経理している。このうち、消費税の会計処理を見たところ、事業団の自主事業の経費として負担すべき消費税を、誤って都の委託事業の経費としており、事業団が負担すべき消費税を都からの委託費で支払っている。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

協会は、都の委託事業として、障害者スポーツ団体等への支援事業を実施しており、都との協定によれば、この支援事業は、競技スポーツ団体等への支援を「最も適切な方法により」実施するものとされている。

しかしながら、協会は、協会に団体登録し、かつ、協会の個人賛助会員等が所属している団体に助成金の対象団体を限定しており、適切でない。

(社団法人東京都障害者スポーツ協会、福祉保健局)

東京都福祉のまちづくり条例では、公園・動物園等の駐車場を設ける場合には、障害者のための駐車スペースを園路に接続しやすい位置に設けるように努めなければならないとしている。

協会が管理している4つの動物園のうち、園専用の障害者用駐車場が設置されているのは1園だけである。

駐車場の設置可能なスペースがある動物園も認められることから、障害者用駐車場の整備の可能性について検討し、適切な対応を進められたい。

(財団法人東京動物園協会、建設局)

第2 補助金等交付団体別監査結果